平成２４年（フ）第４５９号
北九州市八幡西区上上津役３丁目20番36―304号
債務者　田丸　泰三
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４６０号
北九州市八幡西区上上津役３丁目20番36―304号
債務者　田丸三千代
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２９号
三重県三重郡菰野町大字千草7054番地288、旧住所茨城県日立市大みか町２丁目15番19号
債務者　高島　知子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　伊仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５０４号
北九州市八幡東区帆柱１丁目９番22号
債務者　橋本　勝美
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８１号
埼玉県深谷市萱場394番地２　伊藤ハイツ102号
債務者　髙田　雪春
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９１０号
京都市北区大宮中林町10番地　シェモワアサヒ210
債務者　中野　正士
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜垣　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７９６号
大阪府藤井寺市古室３丁目13番５号
債務者　オシャレ教室こと　樋口　裕子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８００号
大阪府藤井寺市小山４丁目６番30号
債務者　金森　義正
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
三重県松阪市茅原町1104番地
債務者　中村　孝司
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第２１８号
岐阜県各務原市尾崎西町１丁目３番地　尾崎団地Ｃ９棟9903
債務者　田口佐知子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月20日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３１号
岩手県大船渡市日頃市町字大迎37番地１
債務者　休石　静子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第９２９号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針３丁目238番地内田ハイツ・Ⅱ―203
債務者　根岸　直子（旧姓深谷）
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９５９号
さいたま市浦和区皇山町32番17号　皇山ハイツ202
債務者　窪田　浩司（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１１号
埼玉県加須市花崎北２丁目３番地11
債務者　齋藤多美子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３２号
さいたま市桜区南元宿２丁目29番１号　ヴィラ南元宿106号室
債務者　田中　　昇
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４６号
さいたま市桜区西堀２丁目５番23号
債務者　牛山　孝志
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４７号
さいたま市桜区西堀２丁目５番23号
債務者　牛山　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係